

報告第23号

令和8年8月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 福 原 謙 二 様

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和8年7月21日

尾道市長 平 谷 祐 宏

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改
正する条例 (別紙)

理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の一部改正に伴い、引用条項を改める必要が生じたので、専決処分するものである。

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月21日

尾道市長 平 谷 祐 宏

条例第29号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(尾道市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 尾道市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 尾道市病院事業の設置等に関する条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

報告第24号

令和8年8月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 福 原 謙 二 様

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、尾道市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和8年7月28日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市景観条例の一部を改正する条例(別紙)

理由

景観法(平成16年法律第110号)の一部改正に伴い、引用条項を改める必要が生じたので、専決処分するものである。

尾道市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月28日

尾道市長 平 谷 祐 宏

条例第30号

尾道市景観条例の一部を改正する条例

尾道市景観条例（平成18年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

付 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

報告第25号

令和8年8月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 福 原 謙 二 様

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、尾道市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

令和8年7月30日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一
部を改正する条例 (別紙)

理由

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の一部改正に伴い、
引用条項を改める必要が生じたので、専決処分するものである。

尾道市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月30日

尾道市長 平谷 祐宏

条例第31号

尾道市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

尾道市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成12年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第131号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道路線を次のように廃止することについて、議会の議決を求める。

令和8年8月31日提出

尾道市長 平 谷 祐 宏

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	江處2号線	尾道市瀬戸田町福田字江處296番 1地先から 尾道市瀬戸田町福田字江處296番 1地先まで		

提案理由

市営住宅の廃止に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなったため、市道路線を廃止するものである。

議案第 132 号

尾道市特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 31 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

尾道市特殊勤務手当条例（昭和 26 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「1, 080 円」を「1, 440 円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の尾道市特殊勤務手当条例の規定は、令和 8 年 7 月 28 日から適用する。

（災害応急作業等手当の内払）

- 2 改正前の尾道市特殊勤務手当条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の尾道市特殊勤務手当条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

提案理由

国家公務員に準じ、職員の災害応急作業等手当の上限額を改めるための条例改正である。

議案第133号

消防特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年8月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

消防特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案

条例第 号

消防特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

消防特殊勤務手当条例（平成17年条例第300号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「1,080円」を「1,440円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「2,160円」を「2,880円」に改め、同項第1号中「1,620円」を「2,160円」に改め、同項第2号中「2,160円」を「2,880円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の消防特殊勤務手当条例の規定は、令和8年7月28日から適用する。

（災害応急作業等手当の内払）

- 2 改正前の消防特殊勤務手当条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の消防特殊勤務手当条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

提案理由

国家公務員に準じ、消防職員の災害応急作業等手当の額を改めるための条例改正である。

議案第134号

尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年8月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

尾道市病院事業の設置等に関する条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表尾道市立市民病院の項中「263床」を「230床」に改め、同条第3項の表公立みつぎ総合病院の項中「217床」を「202床」に改める。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提案理由

尾道市立市民病院及び公立みつぎ総合病院の許可病床数を変更するための条例改正である。

議案第135号

尾道市議会議員及び尾道市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年8月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議員及び尾道市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市議会議員及び尾道市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

尾道市議会議員及び尾道市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第12条第2項中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の尾道市議会議員及び尾道市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

提案理由

尾道市議会議員及び尾道市長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担の限度額を改めるための条例改正である。

議案第 1 3 6 号

尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例

尾道市特別職職員給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

1 0 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 8 年 1 0 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までの間、第 1 条第 1 号に規定する職員の給料月額とは別表に定める給料月額から 1 0 0 分の 4 0 に相当する額を減じた額とし、同条第 2 号に規定する職員の給料月額は同表に定める給料月額から 1 0 0 分の 2 0 に相当する額を減じた額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

官製談合の再発防止に取り組んでいる中、前尾道市上下水道事業管理者が不祥事を起こしたことに対する市長及び副市長の責任として、それぞれの給料月額を減額するための条例改正である。